

政令第百五十号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十五号）の施行に伴い、東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二号）第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令の一部改正）

第一条 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

題名中「平成二十三年東北地方太平洋沖地震」を「東日本大震災」に改める。

第一条中「平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の

臨時特例に関する法律」を「東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」に改める。

第二条中「含む」の下に「。次項において同じ」を加え、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令」を「東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第一条第三項又は第四項の規定により行われる任期満了による選挙に係る地方自治法施行令第九十条第五項第一号及び市町村の合併の特例に関する法律施行令第二条第五項の規定の適用については、同号中「任期満了の日」とあるのは、「東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二号）第二条の規定の適用がないものとした場合における任期満了の日」とする。

第三条の見出しを「（指定市町村又は特例市町村及び指定県又は特例県の選挙が同時に行われる場合の特例）」に改め、同条中「指定市町村」という。）の下に「又は同条第四項に規定する特例市町村（以

下「特例市町村」という。」を加え、「同項」を「同条第一項」に改め、「指定県」という。」の下に「又は当該特例市町村の区域を包括する同条第四項に規定する特例県（以下「特例県」という。）」を加える。

第四条中「法第一条第一項」を「議会の議員の任期満了による選挙について法第一条第一項、第三項又は第四項」に、「又は指定県」を「若しくは指定県又は特例市町村若しくは特例県」に改める。

（平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の特例選挙期日を定める政令の一部改正）

第二条 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の特例選挙期日を定める政令（平成二十三年政令第三百三十九号）の一部を次のように改正する。

題名中「平成二十三年東北地方太平洋沖地震」を「東日本大震災」に改める。

本則中「平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」を「東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例

に関する法律」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。